

裁	判	所			
デ	ー	タ	ブ	ツ	ク

2022

最高裁判所

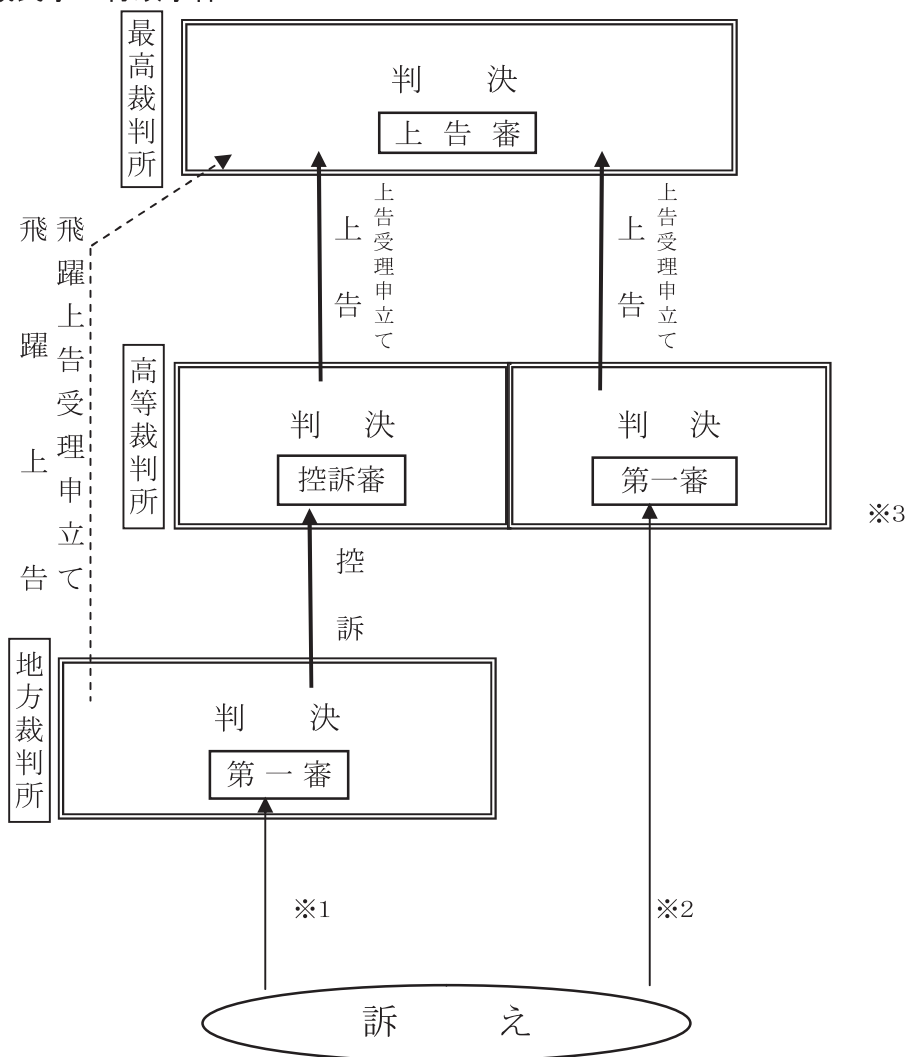
§ 4 裁判所審級図

裁判所における訴訟手続には、第一審、第二審、第三審の三つの審級が設けられています。原則として、第一審の裁判所の判決に不服のある当事者は、第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ、第二審の裁判所（控訴審）の判決に不服のある当事者は、更に第三審の裁判所（上告審）に不服申立て（上告）をすることができます。上告審では、原則として、新たに事実を認定し直すことはなく、法律上の問題（憲法違反又は法令違反の有無）を審理します。

このように、異なる審級の裁判所に事件を審理させ、第三審までの不服申立てを認める制度を三審制度といいます。訴訟手続以外の家事事件や少年事件における審判手続においても、抗告、特別抗告等といった三審構造がとられています。

地裁民事・行政事件、簡裁民事事件、人事訴訟事件、刑事事件、家事事件、少年事件の各事件別の審級については、(1)～(8)のとおりとなっています。

(1) 地裁民事・行政事件



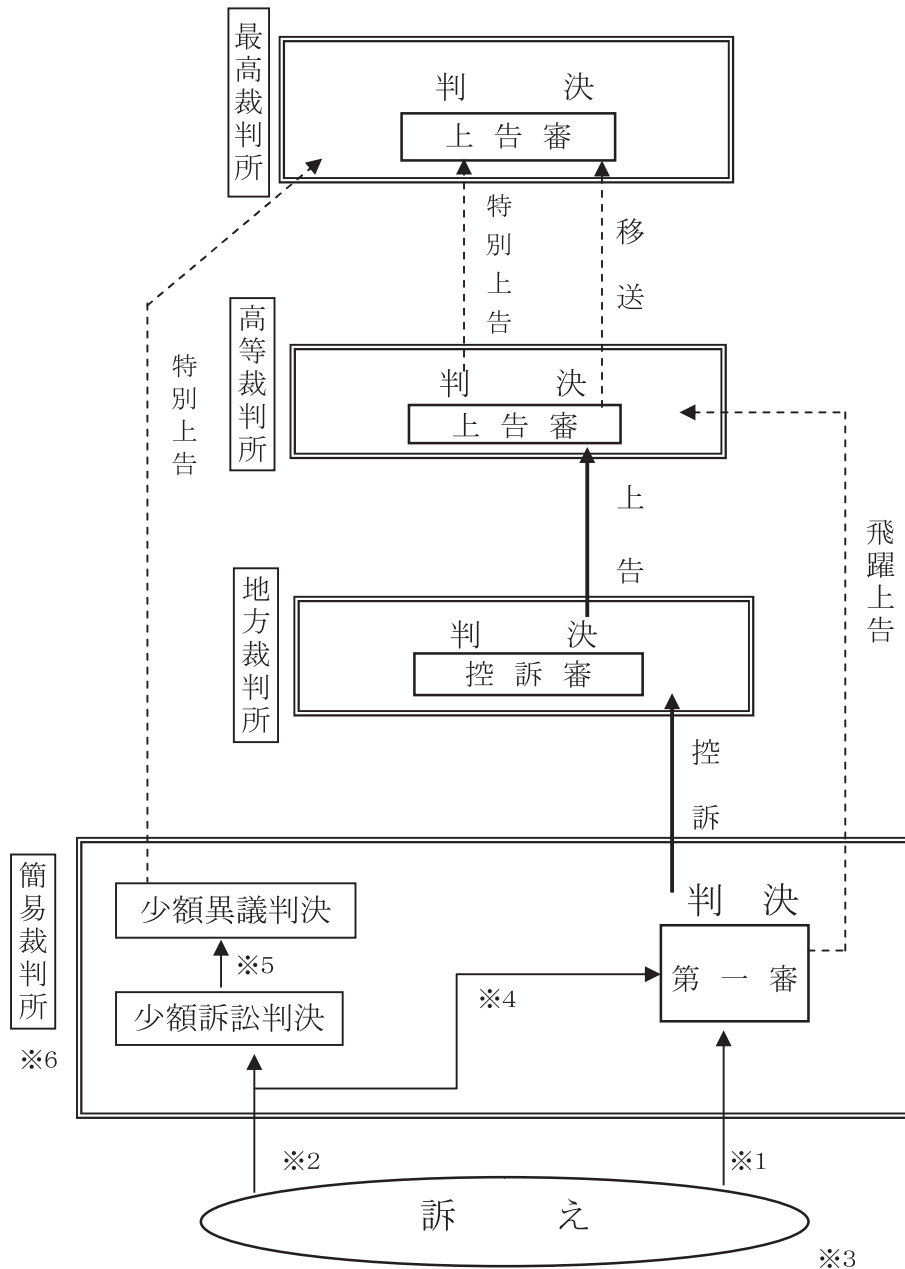
※1 一般行政事件・訴額140万円超過の請求に係る民事事件（ただし、訴額140万円以下の請求に係る民事事件のうち、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）

なお、本来の訴訟のほか、地方裁判所に申し立てられる労働審判事件については、労働審判に対して異議の申立てがあったときは、地方裁判所に訴訟の提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。

※2 特殊行政事件（選挙に関する行政事件等。さらに、東京高等裁判所は、特許法178条1項、海難審判法44条1項等の法律により特別に定められた事件について専属的第一審裁判権を有する。）

※3 知的財産高等裁判所設置法第2条に定められる事件については、知的財産高等裁判所で扱われる。

(2) 簡裁民事事件



- ※1 訴額140万円以下の請求に係る民事事件（ただし、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）
- ※2 訴額60万円以下の金銭支払請求で、小額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述のあるもの。
- ※3 本来の訴えのほかに、簡易裁判所に申し立てられる支払督促については、異議の申立てがあったときは、その目的の価額（訴額）に従い、簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。
- ※4 裁判所による決定又は被告の申述により通常の手続に移行したもの。
- ※5 小額訴訟判決に対して異議が申し立てられると、通常の手続による審理及び裁判が進められる。
- ※6 民事調停の申立てについては、その目的の価額にかかわらず、簡易裁判所の管轄となる（地方裁判所で処理することについて合意のあるものや斂害調停等を除く。）。

(4) 民事事件・行政事件・人事訴訟事件（決定・命令手続）

（凡例）太線は抗告、再抗告を、点線は特別抗告、許可抗告を示す。

